平成２９年度版

学校いじめ防止基本方針

平成２９年４月

金沢大学附属中学校

目　次

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
１　いじめの定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　いじめの防止等に関する基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・１
(1) いじめの未然防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
①　いじめを許さない雰囲気づくり
②　分かる授業づくりの推進
③　自己有用感や自己肯定感の涵養
④　生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定
(2) いじめの早期発見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
①　アンケート調査や教育相談の実施
②　教師と生徒の信頼関係の構築
③　家庭や地域との連携
④　教職員間の情報共有
(3) いじめへの対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
①　組織的な指導体制の確立
②　関係機関との連携
③　インターネットを通じて行われるいじめへの対応＊

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項　・・・・・・・・・・・７
１　いじめの防止等のために実施する施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・７
(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）　・・・・・・・・・・・・・・・・・７
①　目的
②　構成
③　役割
(2) いじめの防止等の具体的な取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
①　授業改善に関わる取組
②　道徳教育や人権教育等の充実
③　自己有用感や自己肯定感を育む取組
④　生徒会の取組
⑤　情報モラル教育の充実
⑥　アンケートや教育相談
⑦　校内研修の実施
⑧　家庭や地域との連携
⑨　年間指導計画表

(3) いじめの早期発見に関する留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
① 学校で分かるいじめ発見のポイント
② 家庭で分かるいじめ発見のポイント
(4) いじめへの対処に関する留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
① いじめを受けている生徒への対応
② いじめを行っている生徒への対応
③ いじめを受けている生徒の保護者への学校の対応
④ いじめを行っている生徒の保護者への学校の対応
⑤ 周りで見ていたり，はやし立てたりしている生徒への学校の対応

２ 重大事態への対処　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
(1) 重大事態の発生と報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
① 重大事態の意味
② 重大事態の報告
(2) 重大事態の調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
(3) 調査結果の提供及び報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
① いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供
② 調査結果の報告

第３ その他いじめの防止等のための取組に関する事項　・・・・・・・・・・・１８
１ 学校いじめ防止基本方針の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
２ 主な相談機関の案内　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

【参考文献】　・・・・・・・・・・１９
『いじめのサイン発見シート』（文部科学省）　・・・・・・・・・・裏表紙

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめの定義

「いじめ」とは，生徒に対して，当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　いじめの防止等に関する基本的な考え方

⑴ いじめの未然防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中，安全・安心に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

教職員の不適切な認識や言動により，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。特に，教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は，いじめを行っている生徒や，周りで見ていたり，はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず，いじめを受けている生徒を孤立させ，いじめを深刻化させるので，指導の在り方には細心の注意を払う。

② 分かる授業づくりの推進

生徒が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり，授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう，一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを行う。

③ 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために，全ての生徒が，認められている，満たされているという思いを抱くことができるよう，学校の教育活動全体を通じ，生徒が活躍でき，他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し，生徒の自己有用感が高められるよう努める。また，自己肯定感を高められるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

④ 生徒が自らいじめを学ぶ機会の設定

生徒自身が，いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために，自らが学び，主体的に考え，いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

生徒のささいな変化に目を向け，気付いた情報を確実に共有し，そして，情報に基づき速やかに対応する。生徒の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり，せっかく気付きながら見逃したり，相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないよう注意する。

① アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し，いじめの実態把握に取り組むとともに，生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし，アンケートはあくまで手法の一つであり，本当のことを書けなかったり，実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

② 教師と生徒の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は，教師と生徒の信頼関係の上で，初めてできることを踏まえ，日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ，個人ノートや生活ノート等での交流を通して，信頼関係を構築し，交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお，生徒が教職員に相談してくれた場合に，後で話を聞くと言って対応しないなど，その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう，十分注意する。

③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して，家庭との連携を図るとともに，日頃から，校区の公民館や見守り隊，スクールモニター等とも連携を密に行い，家庭や地域と一体になって生徒を見守り，健やかな成長を支援する。

④ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については，学校全体で共有する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた生徒を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度でいじめを行った生徒を指導する。その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上など，生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下，保護者の協力を得て，関係機関・専門機関と連携し，対応に当たる。

① 組織的な指導体制の確立

校内に，「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し，その後は，組織的に対応する。このため，組織的な対応を可能とするよう，体制を整備し，平素より，いじめを把握した場合の対処の在り方について，全教職員で共通理解しておく。

② 関係機関との連携

深刻ないじめを認知した際，校長は，責任を持って金沢大学学長と金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは，いじめを受けている生徒を徹底して守り通すという観点から，所轄警察署と相談して対処する。

なお，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

また，警察等の関係機関と適切な連携を図るため，平素から，情報共有体制を構築しておく。

③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については，被害の拡大を避けるため，直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には，金沢大学と教育委員会に連絡し，地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また，学校の教育活動全体を通して，情報モラル教育の充実を図る。

Ⅰ.「ネット上のいじめ」とは

「ネット上のいじめ」とは，携帯電話やパソコンを通じて，インターネット上のウェブサイトの掲示版などに，特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり，メールを送ったりするなどの方法により，いじめを行うものです。

Ａ「ネット上のいじめ」が今までのいじめと大きく違う点

・以前は安全な場所であった家庭にもいじめが及んでくる。
・いじめる者がいじめられる者よりも力が強い必要がない。
・悪意のあるメッセージが短時間でネット上に広まり，回収不能になる。
・匿名性があり，いじめた相手が分かりづらい。（送信元の特定は可能。）
・ネット上でのいじめは，学校側がどこまで指導すべきかが曖昧である。
・子どもは保護者や教師にいじめについて話すことをためらう。

Ｂ「ネット上のいじめ」の形

ア　掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」
・誹謗・中傷の書き込み
・個人情報の無断掲載
・「なりすまし」による誹謗・中傷の書き込み，個人情報の無断掲載

イ　メールでの「ネット上のいじめ」
・特定の子どもに対する誹謗・中傷の書き込み
・チェーンメールで悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
・「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う
・「友だちグループ」から外す

ウ その他（ＳＮＳ等）
・口こみサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み
・ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した誹謗中傷の書き込み，疎外
＊ブログ　ウェッブログの略　（ネット上の日記サイト）

＊プロフ　プロフィールサイトの略　　（ネット上の自己紹介サイト）
＊ＳＮＳ　コミュニティ型の会員制のサイト（会員からの紹介で入会）

Ⅱ．「ネット上のいじめ」の解消に向けた対応

Ａ 書き込んだ人の特定に努める。

ア　書き込み内容等からその情報を知っている子どもを推測するなど，書き込んだ人の特定に努める。
イ　書き込みがあった背景も含め，トラブルの実態把握に努める。

Ｂ 書き込まれた子どもへのケア，書き込んだ子どもへの指導等をする。

〔子ども同士のトラブルの場合〕

関係した生徒同士で話し合いを持つなど，関係の修復を図るとともに情報モラルに関することやその行為が法律に触れる場合もあることを指導する。

〔いじめとなっている場合〕

ア　いじめられた子どもの保護を最優先し，心配や不安感を取り除けるよう心のケアに配慮する。
イ　いじめた子どもには，相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは許されない行為である」という人権感覚を養う。また，メールやブログ等への書き込みに伴う責任を自覚させる。

Ｃ 誹謗中傷等を受けた子どもの保護者とともに対応する。

ア　家庭訪問をするなど，その日のうちに話し合いの機会を持つ。
イ　事案の説明と学校の対応した内容について説明する。
ウ　心のケアを含めこれからの対応について話し合う。

Ｄ 書き込んだ子どもの保護者とともに対応する。

ア　事実を伝え，書き込まれた子どもの辛く悲しい気持ちを伝える。
イ　書き込んだ行為の背景について家庭でも子どもの気持ちを聞いてほしいことや，家庭でも言い聞かせてほしいことなどをお願いする。
ウ　子どもの変容をはかるために，今後の関わり方などを共に考える。

Ⅲ．書き込みの削除に向けた対応

Ａ 書き込み内容を確認し，保存・印刷する。

ア　書き込みのあったページをハードディスクや携帯電話のメモリーに保存し，可能であればそのページ全体を印刷する。
＊　保存できない場合は，デジタルカメラ等で画面を撮影しておく。
イ　そのページのアドレス（ＵＲＬ）を記録する。
ウ　そのページからのリンク先なども閲覧し，他にも同様の書き込み等がないか確認する。

Ｂ 管理者に削除依頼をする。

ア　書き込みの削除依頼の方法を保護者等にアドバイスする。または相談を受けた学校から削除依頼をする。
イ　そのサイトに削除依頼等について掲載されている場合が多い。その説明にしたがって削除依頼をする。

【参考】掲示板等の管理者・プロバイダへの削除依頼のメールの文例

［件名］　【削除依頼】　誹謗・中傷の書き込み
［本文］
URL ： http:// ～
スレッド ： http:// ～
書き込みＮｏ．：
違反内容 ：（具体的な書き込みの内容を書いてください。）

削除理由　：
　上記の掲示板内に，個人を誹謗・中傷する書き込みがあり，当人が大変迷惑しています。
　更に書き込みが行われると犯罪に発展する可能性もあります。貴サービスの利用規約等に基づき，当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。

Ｃ プロバイダに削除依頼をする。

管理者が削除依頼に応じないときや連絡が取れない時は，管理者が利用しているレンタル掲示板の提供会社（プロバイダ等）を調べ，そこに対して削除依頼をする。

・書き込みを知った日時や経緯，その後の対応等について記録しておく。
・携帯電話では，通常の画面にはアドレスが表示されない。また，機種ごとにアドレスの確認方法が異なる。

（例）docomo「ＵＲＬ表示」，au「お気に入り登録」，SoftBank「ブックマーク登録」

・犯罪と思われるような悪質な場合は，削除依頼をする前に警察へ相談する。
・掲示板によっては，削除依頼がそのまま掲示板にアップロードされトラブルが拡大する場合もある。管理者への削除依頼がどのように扱われるのか注意が必要である。
・携帯電話のサイトであっても，ＵＲＬが確認できればパソコンからアクセスできる場合がある。
・サイトのトップページなどに「管理人へのメール」「削除用メールアドレス」などのリンクが掲載されていないか確認する。
・掲示板のページ内に，プロバイダ等のＨＰへのリンクが掲載されている場合が多い。
・書き込みのあるページのアドレス（ＵＲＬ）や具体的に書き込まれた内容を正確に伝える。
・ブログや掲示板等に誹謗中傷を書き込まれたという相談を受けたとき等のＨＰへのリンクが掲載されている場合は，書き込みのあるページのアドレス（ＵＲＬ）や具体的に書き込まれた内容を正確に伝える。

Ⅳ．誹謗中傷のメールを送りつけられたという相談を受けたときの対応

Ａ メールの内容の確認・保存

そのメール及びメールアドレスをハードディスクや携帯電話のメモリーに保存し，可能であればそのメールを印刷する。

Ｂ メールアドレスの変更

同様のメールの受信を拒否するために，メールアドレスの変更を勧める。

Ｃ 送信者の特定

送信者が特定できた場合は,他にも同様のメールを送っていないかを確認する。

Ｄ メールを送りつけられた子どもへのケア，送った子どもへ指導等

前述の「いじめの解消に向けた対応」をする。

Ｅ 双方の保護者とともにする対応

前述の「いじめの解消に向けた対応」をする。

＊他の送信先があれば，その人にも対応することが必要である。
＊メールアドレスを変更することにより被害が少なくなる場合が多い。

Ⅴ．誹謗・中傷の削除の流れ

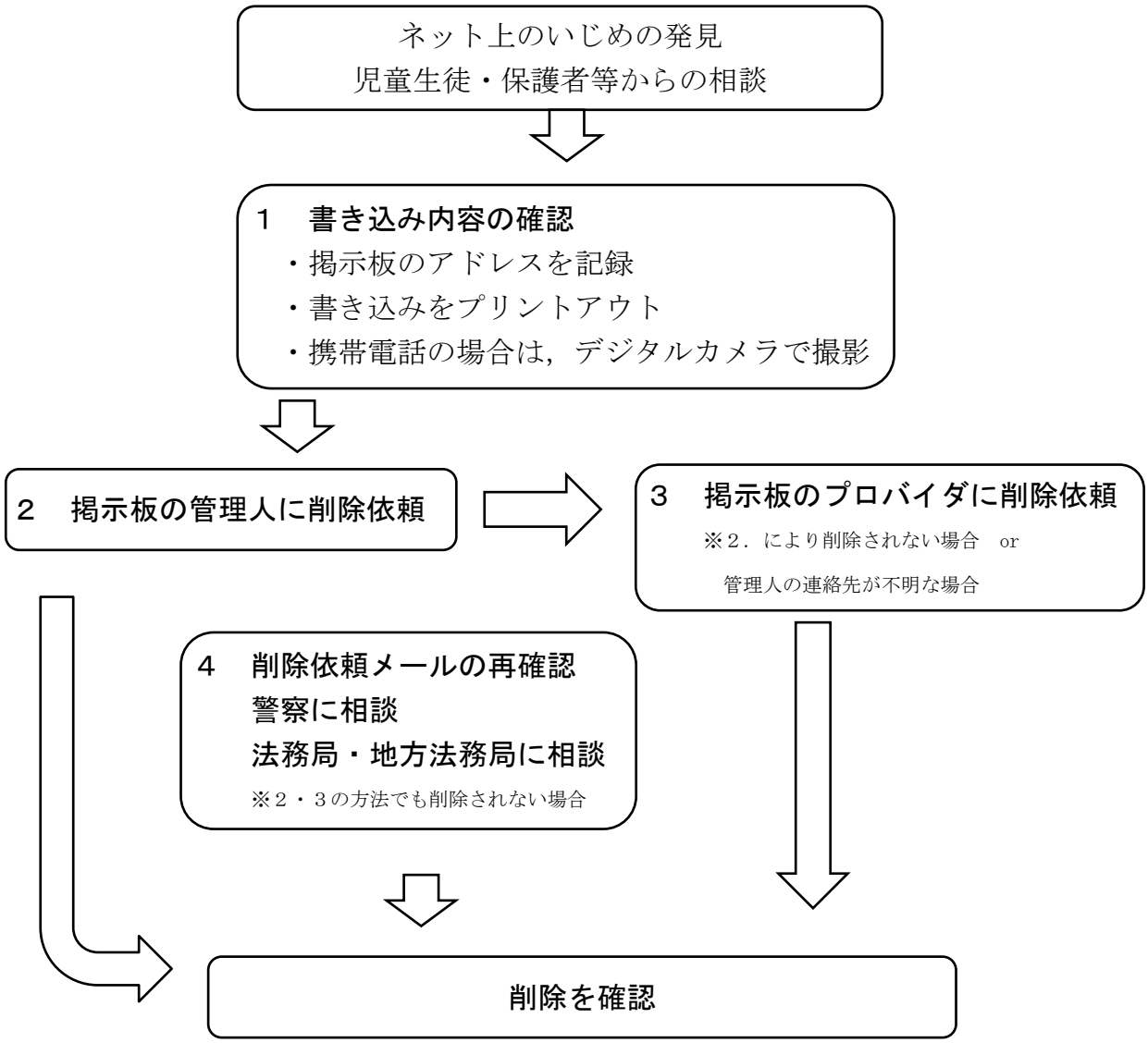

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）

①　目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて，平時からいじめの問題に備え，いじめの発見時には，迅速かつ積極的な対応を行う。

②　構成

校長をトップに，副校長，教頭，生徒指導主任，教育相談担当，養護教諭，学年主任，部活動総括担当者等とし，実情に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の必要と思われる教職員等を加え構成する。

校務分掌においては，従来の生徒指導部会等からは独立し，委員会（部会）扱いとして組織図に位置づける。

③　役割

ア　未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施，進捗状況の確認，定期的検証

・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
・授業時間，休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告　　等

イ　教職員の共通理解と意識啓発

・学校いじめ防止基本方針の全ての教職員に対する周知と啓発
・ＰＤＣＡサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示　　等

ウ　生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発，意見聴取

・学校いじめ防止基本方針の生徒や保護者・地域に対する周知と啓発
・生徒会が主体となった取組の推進
・学校におけるいじめ相談窓口の設置と生徒，保護者等への周知
・育友会や関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築　　等

エ　個別面談や相談の状況把握及びその集約

・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
・相談事例の集約と内容の分析　　等

オ　いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

・関係教職員の招集及び役割分担
・教職員からの情報収集及び整理　　等

カ　発見されたいじめ事案への対応

・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
・金沢大学と教育委員会への報告・相談
・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
・関係機関への協力要請

・スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーや相談サポーター，弁護士の活用　　等

キ　重大事態への対応

・教育委員会への報告・相談

・教育委員と連携した対応　　等

いじめに対する校内および連携体制

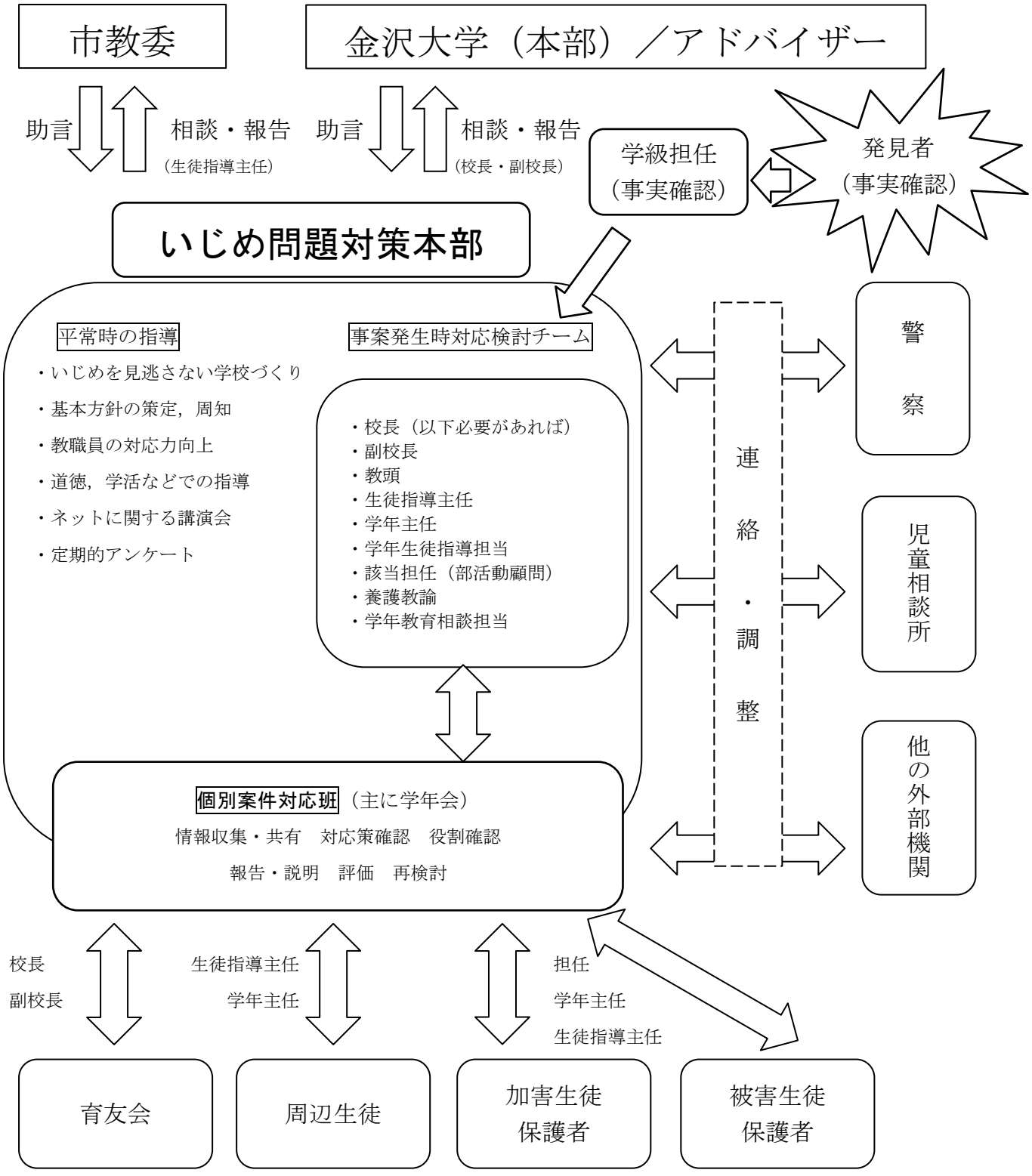

(2) いじめの防止等の具体的な取組

① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から，積極的に授業改善を行う。その際、「生徒指導の機能を生かした授業改善」（平成２５年１０月　金沢市教育委員会）を参考にし，焦点化した取組を教職員が共通実践する。

【取組】

・月１回の校内研修会にあわせて，教職員相互で授業を参観し合う。
・学校全体で「聞く姿勢」「話す姿勢」について共通理解し，年度当初に指導する。
・児童生徒が自分の意見や考えを表現する場を設定する。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の大切さとともに他の人の大切さを認め，お互いの人格を尊重する態度を養うよう，学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

【取組】

・各学期当初に，共通の題材（絵本、ビデオ、その他の資料等）を用いて他の人とのかかわりに関する授業を実施する。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して，集団の一員としての自覚や態度，資質や能力を育むために，生徒自らが主体的に取り組む中で，互いのことを認め合ったり，心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

【取組】

・合唱コンクール，運動会，柏樹タイム発表会等でより多くの生徒に役割を与える。
・生徒会の委員会活動等を充実させる。

④ 生徒会の取組

生徒会が中心となり，生徒自らがいじめの問題について学び，主体的に考え，いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【取組】

・いじめ防止キャッチコピーを作成する。
・学期ごとに「あいさつ運動」を行う。
・月の生活目標を意識した委員会活動を行う。

⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や，ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど，情報モラル教育を生徒の発達の段階に応じて体系的に推進する。また，携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては，

家庭との連携を図りつつ，適切に指導を行う。

【取組】

・外部の講師を招き、ネットいじめ防止講演会を実施する。

・技術科で「『携帯電話・インターネット』アンケート」を実施し，インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。

⑥　アンケートや教育相談

年間に複数回（学期に１回以上）のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し，いじめの実態把握・早期発見に努める。

【取組】

・学期に１回「学校生活アンケート」を実施する。

・学期に１回相談週間を設け，「教育相談」を実施する。

・無記名で行う「いじめアンケート」を活用し，いじめの背景等の実態把握に努める。

・各種調査結果をもとに，「生徒理解の会」を開催し，共通理解を図る。

⑦　校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため，少なくとも年に１回以上，年間計画に位置づけ，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

【取組】

・いじめの事例検討会を実施し，校内体制の確認を行う。

・各種調査の結果をもとに，いじめの防止等の具体的な取組の検証を行う。

・外部の講師を招き，いじめの防止等についての研修を行う。

⑧　家庭や地域との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後，生徒や保護者・地域に対して，その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。また，学校のホームページでも公表する。その他，家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

【取組】

・育友会総会で，学校いじめ防止基本方針について，保護者に説明する。

・保護者懇談や家庭訪問において，生徒の状況について情報交換する。

・クラブや地域のスポーツ団体等の指導者と情報交換する機会を設ける。

⑨　年間指導計画表

月	学校行事等	いじめの防止等に関わる取組							
		①授業改善に関わる取組	②道徳教育や人権教育等の充実	③自己有用感や自己肯定感を育む取組	④生徒会の取組	⑤情報モラル教育の充実	⑥アンケートや教育相談	⑦校内研修の実施	⑧家庭や地域との連携
4	始業式・入学式 授業参観 育友会総会	重点の共通理解 学習規律強化	道徳の年間指導計の確認	特別活動の年間指導計画の確認	あいさつ運動	情報モラル教育年間指導計画の確認 情報教育アンケート（技術科）	いじめアンケート実施（２・３年）	職員会議（いじめ防止基本方針の周知）	
5	全校集会・学校長訓話		他とのかかわりに関する題材				いじめアンケート実施（１年）	生徒理解の会	いじめ防止基本方針の周知 学級懇談会
6	遠足	校内研修・相互授業参観			合唱コンクールに向けた縦割り活動	ネット教育講習会（県警）生徒向	QUアンケート（１回） 教育相談ファイル実施（１回）		
7	合唱コンクール 保護者懇談			合唱コンクールの充実・活動の振り返り	運動会に向けた１～３年共同製作（団幕・団旗）		生徒懇談	校内研修会（教育相談研修会） 伝達講習会	ネット教育講習会（　　）保護者・教職員向
8								QUｱﾝｹｰﾄ（１回）の結果を受けての学年会議	
9	運動会			運動会の充実・活動の振り返り					
10	前期終業式 後期始業式・生徒指導主任の話 柏樹Ｔ発表会	学習規律強化		柏樹 T 発表会の充実・活動の振り返り	あいさつ運動	情報教育アンケート（技術科）			
11	研究発表会		他とのかかわりに関する題材				いじめアンケート（２回目）		
12	保護者懇談	校内研修・相互授業参観	人権週間の取組 基本的人権に関する題材			ネット教育講習会（企業）生徒向	QUアンケート（２回）	各種調査結果の分析	
1								QUｱﾝｹｰﾄ（２回）の結果を受けての学年会議	学校評議員会
2	入学説明会		道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直し	特別活動の全体計画・年間計画の見直し		情報モラル教育の年間指導計画の見直し	教育相談ファイル実施（２回）		いじめアンケート分析結果の提示
3	修学旅行 卒業式 終業式	次年度の重点の確認	次年度の重点項目の確認				アンケートの見直し	校内研修会（次年度の取組） ＊方針の見直し	学校評議員会
通年		生徒指導の機能を生かした授業改善	年間指導計画に基づく道徳の時間の実施	児童会・生徒会の委員会活動の充実	月目標を意識した委員会活動	年間指導計画に基づく情報モラル教育の実施			各種たより 保護者への連絡

(3) いじめの早期発見に関する留意事項

① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で，生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを，言葉や表情，しぐさなどで表している。教師は，一人一人の生徒が救いを求めて発するサインを見逃さず，早期に対応する。

＜学校での一日＞

○ いじめを受けている生徒が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず，うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具，机，椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し，しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で，いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
清掃時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぽつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

○　いじめを行っている生徒が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授業中	○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり，床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている	○ 指名されただけで目配りし，嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり，文具等で身体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている
休み時間	○ 嫌なことを言わせたり,触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている	○ 移動の際等，自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり，殴ったりしている
昼食時間	○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける	○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う
清掃時	○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている	○ 机をわざと倒したり，机の中のものを落としたりする
放課後	○ 自分の用事に付き合わせる	○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

＜注意しなければならない生徒の様子＞

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○ 活気がなく，おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする	○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される	○ 刃物等，危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている
その他	○ 日記，作文，絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書，教室の壁，掲示物等に落書きがある ○ 教材費，写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ ＳＮＳのグループから故意に外される	○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反，万引き等の問題行動が目立つようになる

② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から，生徒の家庭での様子について，以下のような相談があった場合，いじめを受けているのではないかと受け止め，指導に当たる。

＜いじめを受けている生徒が家庭で出すサイン＞

・衣服の汚れが見られたり，よくけがをしたりしている。
・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
・買い与えた学用品や所持品が紛失したり，壊されたりしている。
・食欲がなくなったり，体重が減少したりする。
・寝付きが悪かったり，夜眠れない日が続いたりする。
・表情が暗くなり，言葉数が少なくなる。
・いらいらしたり，おどおどしたりして，落ち着きがなくなる。
・部屋に閉じこもることが多く，ため息をついたり，涙を流したりする。
・言葉遣いが荒くなり，親やきょうだいに反抗したり，八つ当たりしたりする。
・親から視線をそらしたり，家族に話しかけられることを嫌がったりする。
・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
・登校時刻になると，頭痛，腹痛，吐き気などの身体の不調を訴え，登校を渋る。
・転校を口にしたり，学校をやめたいなどと言い出したりする。
・家庭から品物やお金を持ち出したり，余分な金品を要求したりする。
・親しい友人が家に来なくなり，見かけない者がよく訪ねてくる。
・不審な電話や，嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で，急な外出が増える。
・自己否定的な言動が見られ，死や非現実的なことに関心をもつ。
・投げやりで，集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
・テレビゲームなどに熱中し，現実から逃避しようとする。

＜インターネットを通じて行われるいじめを受けている生徒が家庭で出すサイン＞

・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする，又は，全く触れようとしなくなる。
・親が近づくとパソコンの画面を切り替え，画面を隠そうとする。
・インターネットを閲覧した後に，動揺しているような行動をとる。
・携帯電話の着信音に，怯えるような態度をとる。
・電話やメールの受信後に，そっと一人で出かけようとする。

※『いじめのサイン発見シート』（文部科学省）を積極的に活用する。

(4) いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は，全体に対する指導だけで終わるのではなく，いじめを行っている生徒，いじめを受けている生徒への個別の指導を徹底するとともに，いじめを行っている生徒，いじめを受けている生徒双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し，家庭の協力を求める。

また，「いじめを絶対に許さない」雰囲気を学校全体に醸成するためにも，周りで見ていたり，はやし立てたりしている生徒への指導も行う。

①　いじめを受けている生徒への対応

【学校】

・いじめを受けている生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し，安心させるとともに，教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
・決して一人で悩まずに，友人や保護者，教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが，その場合，冷静に，じっくりと生徒の気持ちを受容し，共感的に受け止め，心の安定を図る。
・いじめを行った生徒の謝罪だけで，問題が解決したなどという安易な考えを持たずに，その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
・生徒の長所を積極的に見つけ，認めるとともに，自ら進んで取り組めるような活動を通して，やる気を起こさせ，自信を持たせる。
・いじめを受けている生徒を守り通すとの観点から，場合によっては，緊急避難としての欠席や転校措置等，保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望むこと】

・子供の様子に十分注意して，子供のどんな小さな変化についても気にかけ，何かあったら学校に相談し，協力していく。
・子供の長所を積極的に見つけ，認めるとともに，家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ，自信を持たせる。
・必ず守り通すという姿勢を明確に示し，安心させるとともに，本人の話を冷静に，じっくりと聞き，子供の気持ちを受容し，共感的に受け止め，心の安定を図る。

②　いじめを行っている生徒への対応

【学校】

・頭ごなしに叱るのではなく，いじめを受けた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ，いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
・集団によるいじめの場合，いじめを行っていた中心者が，表面に出ていないことがあるため，いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
・いじめを行った生徒が，どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので，どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
・いじめの態様によっては，犯罪に当たる場合があることを理解させる。
・いじめを行った生徒の背景や心理状態等を十分理解し，学校生活に目的を持たせ，人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く，継続して行う。
・いじめが解決したと見られる場合でも，教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため，そのときの指導によって解決したと即断することなく，継続して十分な注意を払い，折に触れて必要な指導を行う。

【家庭に望むこと】

・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに，本人に十分言い聞かせる。
・子供の変容を図るために，子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について，本人と保護者が一緒に考える。

③　いじめを受けている生徒の保護者への学校の対応

・いじめの訴えはもちろんのこと，どんなささいな相談でも真剣に受け止めて，誠意ある対応に心がける。
・家庭訪問をしたり，来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際，不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて，対応策について協議する。また，学校として，いじめを受けている生徒を守り通すことを十分伝える。
・いじめについて，学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
・学校での様子について，その都度家庭に連絡するとともに，必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど，解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
・必要な場合は，緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい，子供のどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

④　いじめを行っている生徒の保護者への学校の対応

・いじめの事実を正確に伝え，いじめを受けている生徒や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
・教師が仲介役になり，いじめを受けた生徒の保護者と協力して，いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに，家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
・いじめを行った生徒の立ち直りに向けて，保護者と話し合う時間を大切にするとともに，必要に応じて関係機関を紹介するなど，適切に対応する。
・保護者に対して，指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え，協力して見守っていくことを共通理解する。
・生徒の変容を図るために，生徒との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について，本人や保護者と一緒に考え，具体的に助言する。

⑤　周りで見ていたり，はやし立てたりしている生徒への学校の対応

・当事者だけでなく，いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を聴き，実態をできるだけ正確に把握する。
・いじめを見ていた生徒に対しても，自分の問題として捉えさせる。
・たとえ，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
・はやし立てるなど同調していた生徒に対しては，それらの行為はいじめに加担

する行為であることを理解させる。
・学級活動や学年集会，全校集会等により，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度を行き渡らせる。
・全ての生徒が，集団の一員として，互いを尊重し，認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

２　重大事態への対処

⑴ 重大事態の発生と報告

①　重大事態の意味

ア　生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
　○ 生徒が自殺を企図した場合
　○ 身体に重大な傷害を負った場合
　○ 金品等に重大な被害を被った場合
　○ 精神性の疾患を発症した場合　　等

イ　相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
　○ 「相当の期間」の目安は年間３０日
　○ 一定期間連続して欠席しているような場合は、金沢大学，教育委員会，又は学校の判断により迅速に調査に着手

※生徒や保護者から，いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」，あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

②　重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに金沢大学と教育委員会に報告する。金沢大学学長より文部科学大臣に報告。

⑵ 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに，同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には，いじめ問題対策チームが母体となり，必要に応じて適切な専門家を加え，教育委員会の指導の下，調査する。

いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても，事実にしっかりと向き合い，調査結果を重んじ，再発防止に取り組む。

また，調査を実施する際は，いじめを受けた生徒を守ることを最優先とし，保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

⑶ 調査結果の提供及び報告

①　いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ，誰から行われ，どのような態様であったか，学校がどのように対応したか）について，教育委員会の指導の下，いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について，金沢大学と教育委員会に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて，いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には，いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて金沢大学と教育委員会に送付する。

第３　その他いじめの防止等のための取組に関する事項

１　学校いじめ防止基本方針の公表

策定した学校いじめ防止基本方針は，学校のホームページで公表するとともに，育友会総会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。

２　主な相談機関の案内

相　談　機　関	電話番号	受付時間
金沢市教育プラザ こども専用相談ダイヤル	0120-92-8349	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザ いじめ電話相談	076-243-1019	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザ 電話相談	076-243-0874	月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00
金沢市教育プラザこども総合相談センター （金沢市児童相談所）	076-243-4158	月～金 9:00～17:45
石川県教育委員会 ２４時間いじめ相談テレフォン	076-298-1699	２４時間受付
石川県心の健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
金沢地方法務局　　子どもの人権１１０番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
金沢少年鑑別所内　　小立野青少年相談室	076-231-1603	月～金 9:00～16:00
石川県警少年サポートセンター いじめ１１０番	0120-617-867	２４時間受付
金沢こころの電話	076-222-7556	月～金 18:00～23:00 土　15:00～23:00 日　9:00～23:00
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00

【参考文献】

「いじめ対策Ｑ＆Ａ」　文部科学省
「ネット上のいじめに関する対応マニュアル・事例集」　文部科学省
「いじめ・暴力を乗り越える」　教育開発研究所
「生徒指導の危機管理」　学事出版
「危機管理の法律常識」　教育開発研究所
「いじめ防止マニュアル作成事例集」　石川県教育委員会
「学校いじめ防止基本方針」　金沢市教育委員会